

# 旧吉田茂邸再建プロジェクト設置要綱

平成 21 年 3 月 27 日

大磯町告示第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、旧吉田茂邸の再建に関する事項を検討するため、大磯町庁議規程（平成 14 年大磯町告示第 16 号）第 5 条の規定により旧吉田茂邸再建プロジェクト（以下「再建プロジェクト」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 再建プロジェクトの所掌事務は、次の各号に掲げる事項に係る検討作業とする。

- (1) 旧吉田茂邸再建に関する調査・研究に関すること。
- (2) その他調査・検討過程において必要となった事項に関すること。

(組織)

第 3 条 再建プロジェクトに会長及び委員を置く。

- 2 会長は、副町長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会長の職務)

第 4 条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 会長に事故あるときは、その職務は会長代理が行う。
- 3 会長代理は、政策課長をもって充てる。

(会議)

第 5 条 再建プロジェクトは、会長が必要に応じて招集する。

(意見の聴取等)

第 6 条 会長は、必要と認めるときは、再建プロジェクトに関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第 7 条 会長は、調査・検討結果を政策会議に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 再建プロジェクトに事務局を置き、事務局職員は政策課の職員をもって充てる。

- 2 事務局は、再建プロジェクトの庶務を処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、再建プロジェクトの運営に関し必要な事項は、会長が再建プロジェクトに諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、再建プロジェクトの終了した日に、その効力を失う。
- 3 旧吉田茂邸保存活用検討プロジェクト設置要綱(平成18年大磯町告示第12号)は、廃止する。

別表 (第3条関係)

	職 名	備 考
会 長	副町長	
委 員	政策課長	(会長代理)
委 員	観光推進室長	
委 員	都市計画課長	
委 員	生涯学習課長	
委 員	郷土資料館長	
委 員	会長が必要と認めた者	